

光市地域包括支援センター管理システム
再構築業務に係るプロポーザル実施要項

令和 7 年 7 月

光市福祉保健部高齢者支援課

1 趣旨

この要項は、令和7年度に実施する光市地域包括支援センター管理システム再構築業務（以下「本業務」という。）を受託する優先交渉権者を特定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

（1）業務名

光市地域包括支援センター管理システム再構築業務

（2）業務の目的

光市地域包括支援センター管理システム再構築業務は、地域包括支援センターが実施する地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業、予防給付マネジメント業務に係る連携・情報管理システムの再構築を目的とする。

（3）業務の内容

別紙「光市地域包括支援センター管理システム再構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 導入構築費用・期間

（1）契約方法

ハードウェア、ソフトウェア及び諸経費を含む導入にかかる費用は単年度一括契約とする。

（2）委託料の上限額

13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※令和7年度に保守費用が発生する場合は本委託料に含めること

（上記金額は、契約予定額を示すものではなく、本業務の事業規模を示すためのものであることに留意すること）

（3）構築期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 ソフトウェア保守契約・期間

（1）ソフトウェア保守契約

ア 令和8年度以降の運用保守については、システム受託業者とソフトウェア保守契約を締結する予定としている。

イ 契約方法は単年度ごとの契約とする。

ウ 保守に係る費用については、別紙2「見積書作成要領」の項目に即して、見積書を作成することとする。

5 受託者選定方針

(1) 受託者の選定方法等

ア 方式

公募型プロポーザル方式

イ 選定審査

光市地域包括支援センター管理システム再構築業務公募型プロポーザル評価委員会により行う。

ウ 選定審査方法

企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、評価項目に基づき審査を行う。事業者を求める標準的な評価点数（以下「標準点数」という。）を60%とし、評価委員の合計点数が最上位かつ標準点数以上の者を優先交渉権者として選定する。

エ 選定審査結果の通知及び公表

優先交渉権者の決定後、企画提案書の提出を行った全ての事業者に対して文書で通知するとともに、優先交渉権者の名称をホームページ上で公表する。

6 主なスケジュール（予定）

期日	事項
7月7日（月）	プロポーザル公告
7月7日（月）～8月1日（金）	参加表明書類受付期間
7月22日（火）	参加表明に関する質問書受付期限
7月7日（月）～8月4日（月）	資格審査の結果の通知
7月22日（火）～8月8日（金）	企画提案書類受付期間
8月5日（火）	企画提案に関する質問書受付期限
8月29日（金） 予定	プレゼンテーション等の実施
9月上旬 予定	審査結果の通知

7 システム構築期限

システム構築期限は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとし、令和8年4月1日から円滑にシステムが稼働できるように構築を行うこと。

8 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 過去5年間（令和2年度から令和6年度）において、地方公共団体で同様のシステム納入実績があり、現在も稼働中で運用、保守業務を継続している実績があること。
- (2) 仕様書等において示す実施体制を整備することができる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (6) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

9 質問及び回答

- (1) 質問がある場合は、質問書（様式第8号）により行うものとし、電子メールで添付送付すること。（着信を電話確認すること。）口頭による質疑は受け付けない。メール件名は、「光市地域包括支援センター管理システム再構築業務に関する質問」とすること。期限を過ぎた後の提出は受け付けない。宛先は質問書（様式第8号）に記載。
提出期限 参加表明に関する質問 令和7年7月22日（火）午後5時まで。
提出期限 企画提案に関する質問 令和7年8月5日（火）午後5時まで。
- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して原則2日（休日を除く。）以内に、質問者に対して、電子メールにて行う。また、受理した質問のうち、重要と思われる質問の回答については、その都度、本市ホームページにおいて公開する。ホームページに掲載した回答事項については、本実施要項（仕様書（案）を含む。）と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

10 参加表明書・企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 参加表明書

ア 本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）に記入の上、持参又は郵送で下記提出先へ添付送付すること。郵送の場合は受取日時及び配達証明が確認できる方法によるものとし、提出期限内に到着したものに限り受け付けるものとする。また、郵便事故等については提出者がリスク管理を行うものとし、期限を過ぎた後の提出は受け付けない。

イ 提出期間 令和7年7月7日(月)から令和7年8月1日(金)午後5時(必着)まで。

ウ 提出書類

提出部数1部

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格要件等確認書（様式第 2 号）

(ウ) 会社概要調書（様式第 3 号）

(エ) 業務実績調書（様式第 4 号）

(オ) 税の未納・滞納がない証明書

公告日前 3 箇月以内に発行されたもので、写し可とする。

a 本社が国に納める全ての税（納税証明書その 3 の 3）

b 本社所在地の都道府県に納める全ての税

c 本社所在地の市町村に納める全ての税

(2) 企画提案書等

ア 提出方法

書面にて、持参又は書留郵便で下記提出先へ提出すること。期限を過ぎた後の提出は受け付けない。また、参加表明書未提出の場合は企画提案書等の提出は認めない。

イ 提出期間 令和 7 年 7 月 22 日(火)から令和 7 年 8 月 8 日(金)午後 5 時(必着)まで

ウ 提出書類

提出部数 正本 1 部 副本 6 部

(ア) 企画提案書（様式第 5 号ほか）

企画提案書は様式、縦横の向き、ページ数は自由とするが A 4 サイズとすること。A 3 の折り込みは可。正本には、表紙に企画提案書（様式第 5 号）を添付し、別紙 1「企画提案書作成要領」の項目に即して作成すること。

(イ) 参考見積書（様式第 6 号及び第 7 号）

仕様書（案）及び企画提案書により提案する内容を実施する場合に要する費用を別紙 2「参考見積作成要領」の項目に即して作成し、光市地域包括支援センター管理システム再構築業務、光市地域包括支援センター管理システム再構築業務（システム保守分）ごとに算定し、見積もること。なお、見積金額内訳書の様式は自由とするが、正本には代表者印を押印すること。

(ウ) システム機能要件仕様書

別紙 3「システム機能要件仕様書」について、各項目の可否を一覧にして示し、提出すること。

a 機能要件の重要度 A の機能については本稼働までに実装が必須とする。

b システムが本仕様や機能要件等を満たさない場合、その事項及び要求を満たす旨の説明書を要求する場合がある。

c 提案時点において市が要求する必須機能及び性能を実現できない場合は、契約締結までに別紙 3「システム機能要件仕様書」の要件を満たすことを証明する技術的資料、開発計画書及び履行誓約書を提出すること。

(3) 提出先 光市福祉保健部高齢者支援課地域包括支援係

〒743-0011 山口県光市光井二丁目 2 番 1 号

1 1 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施予定日

令和7年8月29日（金）

※実施場所や詳細な実施順については、別途通知する。

(2) 実施時間（予定）

プレゼンテーションに要する時間は40分（説明30分以内・ヒアリング10分）とする。尚、相談業務とケアプランについては実機を用いて説明すること。企画提案書と実機による実演の時間配分は提案者に一任するが両方合わせて30分以内とする。

(3) 1提案者当たりの参加人数は3名までとする。

(4) 審査を実施するに当たり、使用する備品等は全て提案者側で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターは本市で準備する。尚、本市で準備したプロジェクターと提案者が持参した機材等との接続に不具合が生じてても本市は責任を負わない。

(5) インターネット環境が必要な場合は提案者で用意すること。

(6) 審査結果の通知

評価委員会で審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全ての参加事業者に結果を書面で通知するとともに、優先交渉権者の名称を公表する。なお、評価点の公表については評価の合計点のみとし、各評価項目別の評価点は公表しない。また、審査結果に対する問い合わせには応じないものとする。

1 2 契約の締結

審査結果に基づき優先交渉権者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。なお、業務委託条件、仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

優先交渉権者が辞退したとき、優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と業務内容について協議し、随意契約の交渉を行う。

また、提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるが、その金額は審査段階で提出された参考見積書の範囲内とする。

1 3 その他

(1) プロポーザル参加の辞退

参加表明書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、署名及び押印された辞退届（様式第9号）を持参又は郵送で提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはない。

(2) 提案の無効

ア 1提案者が、複数の提案を行ったとき。

- イ 見積書に記載された金額が、提案上限額を超えているとき。
- ウ 提案者が、参加資格要件を満たさないとき。
- エ 所定の日時及び場所に、提案に係る書類の提出をしないとき。
- オ 提案に関して虚偽又は不正行為等があったとき。
- カ 公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者による提案があったとき。
- キ 見積書の日付、金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字について誤字、脱字があるとき。あるいは認識し難い見積又は金額訂正した見積をしたとき。

(3) 企画提案書、審査等について

- ア 提出された書類は、審査目的以外には使用しない。ただし、光市情報公開条例（平成 16 年 10 月 4 日条例第 11 号）に基づき公表する場合がある。
- イ 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。
- ウ 提案等その他関係書類に係る作成及び提出に要する経費、デモンストレーション及びプレゼンテーションに要する経費、その他本業務の提案に要する経費は提案事業者の負担とする。
- エ 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 提案者は、実施要領等の内容や決定事項について、異議の申し立てを行うことはできない。
- カ 本市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本プロポーザルの企画提案以外の目的で使用すること、第三者へ開示・漏洩することを禁ずる。また、プロポーザルにおいて知り得た本市の事業等の内容については、守秘義務を課す。
- キ 企画提案書に記載した本業務に携わる技術者等は原則として本業務完了まで従事することとする。ただし本業務の目的を果たせないと本市が判断した場合は、技術者等の変更を求めることがある。
- ク 企画提案書の提出期限以降の提出書類の差し替え、再提出及び追加の提出は認めない。
- ケ 提案者が 1 者のみの場合でも審査を実施し、配点合計における 60%以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補者として選定する。